

令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年8月30日

長野県県民文化部人権・男女共同参画課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業業務

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者等に対する誹謗中傷や差別的扱い等が問題となったため、県民の人権問題の正しい理解と認識を深め、誹謗中傷のない社会の実現を目指すため、「新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発講演会等事業」を実施する。

新型コロナに対する取組はR2年度に「こころのワクチンプロジェクト」と銘打ち、HP上で「病気による不安な気持ちから差別をおこなってしまうメカニズム」及び「思いやり・支え合い」の大切さと具体的な行動をテーマに、意識変容・行動変容を促すキットで学習してもらう事業を実施した。

しかしながら、感染者等に対する誹謗中傷は依然として起こり、ワクチンの普及に伴いワクチンを打たない人に対する差別的扱い等も表面化している。そこで、改めて新型コロナウイルスによる差別の起こるメカニズムを学び、新型コロナウイルスを切り口に県民の人権意識の底上げを目的に本事業を実施する。

なお、実施にあたっては「こころのワクチンプロジェクト」や「あけぼの」を教材として使用し、新型コロナウイルスを切り口に様々な人権課題について考える機会となるようにする。

(3) 業務内容

- ア 新型コロナウイルスに関する人権啓発講演会等の企画・運営
- イ 講演会等の広報、集客
- ウ アンケート調査の実施
- エ 啓発物品の作成・配布

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

なお、仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務内容

- ・人権啓発講演会等のテーマ・内容、講師等選定の方針・候補

- ・参加者募集方法
- ・広報展開（メディア及びツールの選定）
- ・アンケート調査の実施方法
- イ 業務の実施計画及びスケジュール
- ウ 業務の実施体制
- エ 業務に要する経費及びその内訳
- (6) 業務の実施場所
長野県内
- (7) 履行期間又は履行期限
契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- (8) 費用の上限額
7,300,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打合せに常時参加できるものであること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書及び参加要件具備説明書類の作成様式
様式第3号及び第3号附表による。
- (2) 誓約書の作成様式
様式第5号による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- ② 当該業務の実施体制

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部人権・男女共同参画課人権尊重係 (課長) 柳沢 秀信 (担当) 豊田 華恵 電 話 026-235-7106 F A X 026-235-7389 メー ル n-jinken@pref.nagano.lg.jp
--

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年9月6日(月)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに人権・男女共同参画課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してくだ
さい。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当
とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の
3日前までに、書面により人権・男女共同参画課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜
日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により人権・男女共同参画課長に対して
非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算し
て10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日
は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

事業についての詳細説明、質疑応答を行うための説明会を行います。なお、説明会の欠席は参加辞退として取扱います。

- (1) 開催日時 令和3年9月13日(月)10時から
- (2) 開催場所 長野県長野合同庁舎 501号会議室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 公告日から令和3年9月16日(木)午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 人権・男女共同参画課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年9月22日(水)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 令和3年9月16日(木)午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和3年9月29日(水)午後5時(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 8部
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに人権・男女共同参画課に到達したものに限りません。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してく

ださい。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
企画全体のコンセプト	<ul style="list-style-type: none">仕様書に沿った内容であるか。	5
提案事業の内容等	内容 <ul style="list-style-type: none">講師等の選定、実施方法は事業の目的を達成するために適切であるか。分かりやすく、親しみやすい内容となっているか。ターゲットに対して訴求力があるか。参加者の意識変容、行動変容につながる内容となっているか。	10
	参加者募集方法 <ul style="list-style-type: none">幅広い世代が対応できるよう工夫されているか。	5
	広報展開 <ul style="list-style-type: none">広報媒体がターゲット層に対して効果的なものであるか。広報媒体のそれぞれの発信範囲、発信量が事業の目的達成のために十分なものであるか。	5
総合力	<ul style="list-style-type: none">事業を適切に実施できる人員体制であるか。業務のスケジュール管理が明確で、確実な実施が見込めるか。業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、企画の対象や内容、効果等から見て適切な範囲内であるか。個人情報保護及び管理が適切に行われているか。新型コロナウイルス感染症対策は適切であるか。	5
合計		30

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。プレゼンテーション審査への欠席は参加辞退として取扱います。
- ② 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果最高位となった者の企画提案での得点平均が6割未満の場合は選定しません。また、評価会議全構成員の評価結果において「不可」の採点があった者は、原則として選定しないものとします。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
日時 令和3年10月8日（金）9時から
場所 長野県議員会館会議室
※プレゼンテーションは15分以内でお願いします。（映像上映も可）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により人権・男女共同参画課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により人権・男女共同参画課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を人権・男女共同参画課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、人権・男女共同参画課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県県民文化部人権・男女共同参画課 (課長) 柳沢秀信 (担当) 豊田華恵 電 話 026-235-7106 F A X 026-235-7389 メール n-jinken@pref.nagano.lg.jp
--

(3) 必要に応じて参加申込に及び提案内容に関する照会を行う場合があります。